東京医科歯科大学病院校費負担患者取扱規則

（平成１６年４月１日
規則第２４５号）

（趣旨）

第１条　東京医科歯科大学病院（以下「本院」という。）における校費負担患者の取扱いについては、この規則の定めるところによる。

（定義）

第２条　この規則において、校費負担患者とは、本院で診療又は治療（以下「診療」という。）を行う患者で、当該患者の診療が医学・歯学の教育・研究に貢献すると認められ、かつ、その診療に要する費用を本院において負担する患者をいう。

（指定）

第３条　診療科長又は基盤診療部門の長の申請により、医系診療部門又は基盤診療部門にあっては病院長が、歯系診療部門にあっては首席副病院長が、それぞれ校費負担患者を指定する。

（費用負担）

第４条　校費負担患者の診療に要する費用は、全額又はその一部を本院が負担するものとする。ただし、初診料及び文書料については、当該患者の負担とする。

（病室）

第５条　校費負担患者で入院を必要とする場合は、原則として普通室を使用するものとする。

（指定取消）

第６条　病院長もしくは首席副病院長は、校費負担患者が次の各号の一に該当する場合には、その事実が発生した日をもって指定を取り消すものとする。

（1）患者又はその親権者若しくは後見人（以下「患者等」という。）から校費負担患者の取り消しの申出があった場合

（2）患者等の都合により診療を中止した場合

（3）患者等が本院の定める規則に違反し、又は診療上の指示に従わない場合

（4）本院が校費負担患者としての必要性を認めなくなった場合

（雑則）

第７条　この規則に定めるもののほか、校費負担患者に関し必要な事項は、病院長もしくは首席副病院長が定める。

附　則

この規則は、平成１６年４月１日から施行する。

附　則（令和３年９月２２日規則第９３号）

この規則は、令和３年１０月１日から施行する。